

平成26年10月27日

各地区社会福祉士会

(公社) 東京社会福祉士会
地区支援センター
担当理事 森田 智仁

規程改定に伴う助成金支給時の移行処置について (おしらせ)

日頃より、当会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
26東社福第55号「平成26年度活動助成金及び会員情報提供の申請手続きについて (お願い)」にてお知らせしました、規程改定に伴う各地区会への助成金額の変動が生じたことによる、移行処置を下記の通り実施します。

記

1. 移行処置実施の背景

地区活動助成規程 (改定) に伴い、各地区会への助成金額が前年度に比べ変動が生じ、旧要綱の規定に基づいた額で地区会の予算や事業計画を策定したので、地区会の事業縮小や補正予算等の問題が生じる可能性がある。

第1回地区支援センター会議の協議の結果、移行処置として、規程 (改定) に基づく申請可能上限額を申請しない地区会の余剰金を再配分する。

2. 移行処置の実施対象となる地区会について

移行処置対象となる地区会は、第1回地区支援センター会議当日配布資料の「平成26年度活動助成金規程による助成金申請可能額について」の旧要綱による平成26年度申請上限額を「申請書」に記入した地区会。

平成26年度助成金申請上限額以内を「申請書」に記入した地区会は移行処置の実施の対象となりません。

3. 移行処置実施の手続き

申請期間終了後、各地区会からの申請額に基づく剰余金を移行処置実施対象となる地区会へ再配分します。

問合せ先：公益社団法人 東京社会福祉士会
担当理事 森田 智仁
事務局 高橋・齋藤

〒162-0051

東京都豊島区南大塚 3-43-11
福祉財団ビル5階

電話：03-5944-8466

ファックス：03-5944-8467

Eメール：cswtokyo@tokyo-csw.org